

平成25年 壱岐市議会定例会 2月議会 議録(第2日)

議事日程(第2号)

平成25年3月5日 午前10時00分開議

日程第1	議案第3号	壱岐市地域防災計画(原子力災害対策編)の作成について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第2	議案第4号	壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第3	議案第5号	壱岐市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第4	議案第6号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第5	議案第7号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第6	議案第8号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第7	議案第9号	壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第8	議案第10号	壱岐市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第9	議案第11号	壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第10	議案第12号	壱岐市堆肥センター条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第11	議案第13号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第14号	壱岐市都市公園条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第13	議案第15号	壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第14	議案第16号	壱岐市公共下水道条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第15	議案第17号	壱岐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第18号	壱岐市道路標識の寸法を定める条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第19号	壱岐市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	質疑、 産業建設常任委員会付託

日程第18	議案第20号	沓崎市河川管理施設等構造条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第19	議案第21号	沓崎市営住宅条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	議案第22号	沓崎市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	議案第23号	沓崎市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第22	議案第24号	沓崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	議案第25号	沓崎市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第24	議案第26号	沓崎市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第25	議案第27号	沓崎市消防関係手数料条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第26	議案第28号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第27	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市郷ノ浦町デイサービスセンター）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第28	議案第30号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市勝本町ふれあいセンターかざはや）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第29	議案第31号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第30	議案第32号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市石田町総合福祉センター）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第31	議案第33号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第32	議案第34号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第33	議案第35号	市道路線の認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第34	議案第36号	市道路線の廃止について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第35	議案第37号	平成24年度沓崎市一般会計補正予算（第8号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第36	議案第38号	平成24年度沓崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第37	議案第39号	平成24年度沓崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託

日程第38	議案第40号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第39	議案第41号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第40	議案第42号	平成25年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第41	議案第43号	平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第42	議案第44号	平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第43	議案第45号	平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第44	議案第46号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第45	議案第47号	平成25年度壱岐市下水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第46	議案第48号	平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第47	議案第49号	平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第48	議案第50号	平成25年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第49	議案第51号	平成25年度壱岐市病院事業会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第50	議案第52号	平成25年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第51	請願第1号	旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えに関する請願	産業建設常任委員会付託
日程第52	陳情第1号	年金2.5%の削減中止を求める陳情	厚生常任委員会付託
日程第53	要望第1号	地方自治法第252条の43第1項「個別外部監査契約」についての要望	総務文教常任委員会付託
日程第54	議案第53号	壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務部長説明 質疑、 総務文教常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員(18名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君

5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	9番 市山 和幸君
10番 田原 輝男君	11番 豊坂 敏文君
13番 鵜瀬 和博君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 牧永 護君
19番 中田 恭一君	20番 市山 繁君

欠席議員（1名）

8番 今西 菊乃君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	白川 博一君	副市長 .....	中原 康壽君
副市長 .....	山下 三郎君	教育長 .....	久保田良和君
総務部長 .....	眞鍋 陽晃君	企画振興部長 .....	堀江 敬治君
市民部長 .....	川原 裕喜君	保健環境部長 .....	斉藤 和秀君
建設部長 .....	原田憲一郎君	農林水産部長 .....	後藤 満雄君
教育次長 .....	堤 賢治君	消防本部消防長 .....	小川 聖治君
病院部長 .....	左野 健治君	総務課長 .....	久間 博喜君
財政課長 .....	西原 辰也君	会計管理者 .....	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告いたします。今西菊乃議員から欠席の届けがっております。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

これより、議事日程表第2号により本日の会議を開きます。

御報告します。本日までに、白川市長より追加議案 1 件を受理し、お手元に配付いたしております。

また、監査委員より定期監査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いいたします。

日程第 1 . 議案第 3 号 ~ 日程第 3 4 . 議案第 3 6 号

議長（市山 繁君） 日程第 1、議案第 3 号壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成についてから、日程第 3 4、議案第 3 6 号市道路線の廃止についてまで 3 4 件を議題とし、これから各議案に対し質疑を行います。

初めに、議案第 3 号壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。13 番、鵜瀬和博議員。

議員（13 番 鵜瀬 和博君） それでは、質問させていただきます。

今回の原子力災害対策についての防災計画については、あくまでも玄海原子力発電所の単独事故発生時の対応となっております。東日本地震のように、万が一津波が来た場合に、その津波の影響によりまして発電所事故が発生した場合に、市民に対して広報誘導など、どのように対応していくのか。また、今回の災害予防対策の中の 22 ページと 23 ページの中に避難所等の整備ということで、避難所等の指定と避難所等の整備っていうのがありますが、現在、津波を考えたときに、津波の防災計画はありますが、標高の低いところに設置している市指定の避難所について、今後変更、また新たに整備も含めて設置する計画などはあるのかどうかお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） おはようございます。

それでは、13 番議員、鵜瀬議員の御質問に答弁いたしたいと思います。

まず最初に、東日本大震災のように津波による発電所事故が同時に発生した場合はどのように対処するのかとの御質問でございますが、議員の御意見のとおり、東日本大震災のように地震、津波、原子力発電所の事故といった複合災害についても想定をしておく必要がございます。本計画書においても、複合災害に備えた体制の整備について対策編の 19 ページより規定をいたしております。活動体制としては、マニュアル等においてあらかじめ複合災害時における災害対策本部等の設置基準や、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項を定めるとしております。現在、既に活用しているところでございます。災害時職員行動マニュアルに原子力災害が加わった場合の基準を、今後盛り込んでいくこととなります。

市民に対する広報、誘導対応についてでございますが、災害発生の順番としては地震、津波、原子力災害となりますので、緊急告知放送、ケーブルテレビ、FM ラジオ放送、防災メール等、

あらゆる情報媒体を活用して、市民に災害発生、警戒、避難等の情報を発信することになります。加えて、避難指示等が必要な場合は、昨年1月17日に実施しました原子力防災訓練のように消防本部、消防団、市職員の広報車両による避難指示の周知徹底を図ることになります。この手順等においてもマニュアル化していく予定でございます。

次に、標高の低いところに設置している避難所の件についてでございますが、今後変更、または新たに設置するなどの計画はあるのかとの御質問でございますが、現在、指定避難施設68カ所中15施設が標高5メートル未満でありまして、これらの施設については津波災害に対しての避難施設としては不適当な場所でございます。平成24年3月に作成して各戸に配布しております「吉岐市防災災害危険箇所マップ津波対策改定版」においても記述しておりますように、星印の記載のあるところは標高30メートル以下の避難所です。津波や洪水の場合は、速やかに近くの高台に避難しましょうとしておりまして、津波に対しては、建物というよりもまず、安全な高い場所への避難を徹底していただきます。現在の避難施設の指定の仕方といたしましては、密集地や地域の中心となる集会所や学校等を指定しておりまして、全ての災害に万全な施設とはなっておりません。

現在の計画として、避難施設目的だけで新たに建設する計画は持ち合わせておりませんが、今後、集会所等の新たな建設を予定する場合は、立地環境及び地理的条件等を考慮しながら、場所等の選定も必要かと思っております。

なお、指定避難所の見直しについては、安全性を最優先に代替施設の確保を考慮しながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） まだ、この原子力災害対策も含めまして、詳細においてのマニュアル化はまだされてないようですので、災害は忘れたころにやってくるというふうにあります。ぜひ、早急にマニュアル化をしていただいて、日ごろから市民の皆さんに対して、そういった防災意識の高揚、啓蒙、そして危機管理体制の構築も含めて、今後重点的にしていただきたいということを要請しまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号吉岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回、新型インフルエンザ等対策特別措置法によりまして、今回、岐阜市においてもその対策本部をつくるという条例の制定になっておりますけれども、この措置法においては発生する事前に行動計画を策定するようになっております。

国においては、国のほうでされまして、それに基づき、市のほうで計画を策定するようになっておりますが、その行動計画はできているのか。また、万が一発生した場合にマスクや防護服などの保管は十分なのかお尋ねをいたします。

また、この新型インフルエンザの対策本部につきましては、以前もSARSでしたかね、SARSあたりの対応について設置されたときがあったと思うんですけども、その辺とこの新型インフルエンザの違いはどうかお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは、新型インフルエンザの件について御説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、昨年5月11日に交付されておまして、市におきましてはその公布の日から1年を超えない範囲において政令で定める日が公布日となるものでございます。

行動計画はできているのかとの御質問でございますが、国も現在行動計画については未策定であり、新年度に行動計画及びガイドラインを策定するということになっておるところでございます。

その後、市町村におきましては、国の行動計画と整合性のある行動計画を策定することになっておまして、国・県の行動計画策定後に、早期に市も策定することになります。

市が策定する行動計画の中には、次の点を盛り込むこととなっております。まず、対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置に関する事項、新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項、他の地方公共団体、その他の関係機関との連携に関する事項、必要がある場合、他の地方公共団体への意見聴取、県知事への報告、必要な場合は助言、勧告などを盛り込むこととなっております。

発生した場合のマスクや防護服の保管は十分かとの御質問でございますが、マスクや防護服につきましては、まだ確保しておりません。今後、行動計画等を策定しながら整備を進めていくこととなりますが、その確保する数等につきましても、具体的にまだはっきりしておりませんで、この費用につきましても、国・県から原子力災害のような形で配布されるものか、まだはっきりしておりませんので、そういうところも含めて、今後、早急に国の動向、県の動向を見ながら進めていきたいと考えております。

それから、3点目のSARSのときの対策本部の設置のときとの違いということでございますけれども、済いません、ちょっとSARSのときのことを把握しておりませんで、これはまた、

本議会中に回答させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 国が策定してないので、県、市のほうも、なかなかそれは難しいでしょうけど、これは新型インフル、特に鳥インフルエンザがメインになってくると思います。

吉岐の場合は、渡り鳥あたりもかなり多うございませぬので、国・県に、国が25年度中に策定する予定であれば、それに伴いながらぜひ、きちっとした行動計画を策定していただきたいということもあわせて要請をしときます。よろしく申し上げます。

議長（市山 繁君） ようございませぬか。

議員（13番 鵜瀬 和博君） はい。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号吉岐市空き家等の適正管理に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回、新たに4月1日から吉岐市空き家等の適正管理に関する条例が制定予定となっておりますが、この地域にそういった管理不全な状態の空き家があった場合に、その窓口としてはどこになるのか。また、今回この条例の中では行政代執行をするようになっておりますけども、それまでの期間とその手続、この条例に対しての今後、市民への周知方法についてお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 空き家等の適正管理の条例の制定について御質問でございます。

吉岐市空き家等の適正管理に関する条例に関する市の窓口ということでございますが、条例の目的にもありますように、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進という観点と、また防災面にもかかわることですから、総合的なところで総務課総務班を窓口とすることにいたしております。

行政代執行までの期間とその手続はということですが、条例に規定しておりますように、行政代執行は助言、または指導、勧告、命令といった行政指導をへて、最終的に行政代執行法に基づく代執行を行うことを規定いたしております。

この条例の施行に関しましては、吉岐市空き家等の適正管理に関する条例施行規則を定めることとしておりまして、勧告、命令については措置期限を定めて文書により通知を行うことといたしております。また、さらに代執行を行う際にも、同じく履行期限を定め、その文書により通知



をするものとしたしております。

これらの措置期限、履行期限は、その措置並びに履行に要する期間を十分に考慮しなければならないとされております。よって、代執行までの期間は、個々の事案で判断していくことが必要となりますので、特に施行規則の中では期間の定めはいたすようにはいたしておりません。しかしながら、ある程度の目安は持つておく必要があると考えておりますので、定めたいと考えているところでございます。

代執行の手続でございますが、壱岐市空き家等の適正管理に関する条例手続等の全体の流れを御説明申し上げますと、壱岐市空き家等の適正管理に関する条例第5条第2項の実態調査を行う職員の身分証明書の様式を定めることといたしております。

次に、市長は所有者等に対して、条例の第6条第2項の規定により、勧告をするときは空き家等の適正管理に関する勧告書により勧告を行うものとしております。その際、勧告の内容や必要な措置、措置期限を記載して通知するものとしておるところでございます。

次に、市長は所有者等に対して、条例第7条の規定による命令をするときは、空き家等の適正管理に関する命令書により命令を行うこととしております。その際、命令の内容と履行期限等を記載して通知するものとしております。

次に、条例8条の第1項に規定する公表は、当該公表に係る所有者等に、空き家等の公表に関する通知書により通知するものとしております。命令の内容と公表予定期間及び公表方法を記載して通知するものとし、条例の第8条第2項に規定する所有者等に意見を述べる機会については、空き家等の公表に関する通知書に意見をもらい、期日を記載して通知するものとしております。また、所有者等から公表に関する意見についての様式を定めるものとしたしております。

次に、条例の第10条第1項に規定する代執行は、履行期限を定めた空き家等の適正管理に関する命令不履行勧告書により通知し、さらにその期限までにその義務を履行していない所有者等に対して、代執行令書により通知して行うものとしております。10条の第2項に定める執行責任者であることを示す証明書として、代執行責任者証の様式を定めることといたしております。

次に、市長は条例の第10条第1項の規定により、代執行に要した費用を所有者等から徴収するときは、当該代執行の執行後14日以内に納入通知書に代執行に要した費用の額及び納期限を所有者等に通知するものとしておるところでございます。なお、納期限は納入通知書の発行日から30日以内といたしております。

また、市長は代執行に要した費用が期限までに納入されないときは、納期限後20日以内に空き家等処理費用督促状により、督促をするものとしたしております。これらの手

続につきましては、施行規則の中に定めることといたしておるところでございます。

今後の市民への周知方法でございますけれども、市のホームページやケーブルテレビ等によりまして周知をしたいと考えておるところでございます。また、さらに自治公民館長会等でも周知をいたしまして、十分にこの制度を周知してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 条例の第9条の警察その他の関係機関等の連携の中に、これは弁護士あたりも入っているのでしょうか。その点だけ、お尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 警察と、それから関係機関といたしておるところですが、警察及び、そして消防関係を予定しております。特に、弁護士等については、今のところ予定しておりません。

濟いませぬ。市におきましては、今回の予算の中に顧問弁護士の費用を計上させていただいておりますが、必要に応じては、やはり顧問弁護士のほうも使っていきたいと考えております。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について質疑を行います。

質疑の通告がありますのでこれを許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 議案第6号について、提案理由の中に壱岐市庁舎建設検討委員会の新設とあります。また、この施行は平成25年4月1日となっておりますが、委員会の構成は10名となっているようですが、人選はどのように考えられているのか、また、初会合はいつごろなのかをお願いいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 14番議員、榊原議員の御質問にお答えいたします。

委員会の構成は10名となっているが人選はどのように考えているのかということですが、人選につきましては、これまで建設懇話会等もございました。そういうことを加味いたしまして、有識者、地域住民、各団体等から選任をしたいと考えております。また、公募も含め、今後検討してまいりたいと考えております。

それから、初会合はいつごろの予定かということですが、新年度の早期に委員会を立ち上げまして、第1回をまず開催いたしたいと考えております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 私も、かねてからこれ要望しておったことでございます。これを進めるためには、いつごろまでに一応取りまとめを考えられているか、その点聞いて終わりたいと思います。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 検討委員会の審議機関でございますけれども、やはりこれだけの重要なものでございますので、1年間程度はやっぱり必要じゃなかろうかというふうに考えておりました、25年度末ぐらいの答申ということで考えているところでございます。

議長（市山 繁君） 次に、13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今の榊原議員の質問とかぶりますので、その点は省略をさせていただきます。

今回、庁舎建設の検討委員会を設置されるわけですが、ゼロからの多分審議になるかと思うんですが、建設するしないにかかわらず、前からもずっと言っておりました、現在吉岐市のほうでもかなり高齢化が進んでおまして、利便性の上からも、最近佐世保市が設置をされておりますが、住民票とか印鑑証明書の自動交付機の設置あたりも十分検討していただければいいんじゃないかろうかと。そして、その内容もその中で検討されるのかどうか、お尋ねいたします。

また、そういった交付機の横に、今、光ファイバーとかもありますので、テレビ電話あたりを置いていただいて、そういった質問等に答えられるような形も将来的に研究してはどうかと思いますが、この検討委員会の中でそういった提案事項等について協議をされるのかどうか、その辺をお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 詳細については、まだ出しておりませんが、建設懇話会の中でも求められる、提言の内容の中に求められる庁舎像、行政のあり方、そういう事も入っておりまして、検討の中には十分入れていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 何もかも1カ所に集約という形じゃなくて、サービスの向上という部分からそういった部分の交付機等の設置も含めて十分検討いただければと思いますので、そういった内容を検討していただくことを期待して終わります。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 6 号の質疑を終わります。

次に、議案第 7 号 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 7 号の質疑を終わります。

次に、議案第 8 号 壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 8 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 号 壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 号の質疑を終わります。

次に、議案第 10 号 壱岐市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 10 号の質疑を終わります。

次に、議案第 11 号 壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。14 番、榊原伸議員。

議員（14 番 榊原 伸君） 議案第 11 号ですが、廃棄物の技術管理者の資格について 3 点ほどお尋ねいたしますが、この廃棄物処理に関しての必要な技術管理者というものは、現在何名いるのか。

次に、資格の取得に対して、市のほうの対応はどのようになっているのか。

次に、今回の改正で新しい資格者が必要となるのか。この 3 点についてお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 斉藤保健環境部長。

保健環境部長（斉藤 和秀君） 14 番、榊原議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、廃棄物処理施設に関しての必要な技術管理者はどのようなものがあるか、また何名かという御質問でございますが、現在、壱岐市が所有しております一般廃棄物処理施設の中で技術管理者を置くことを義務づけられている施設は、壱岐市クリーンセンターの焼却場及び最終処分場と、し尿処理場であります汚泥再生処理センターが対象となります。

次に、現在技術管理者は何名かとの御質問でございますが、施設の運転管理は環境管理組合が行っておりますので、環境管理組合の技術者を施設にそれぞれ配置をいたしております。さらに、技術管理者以外に、今、有資格者が焼却場に6名、最終処分場に1名、汚泥再生処理センターに2名おります。

次に、資格の取得に対しまして今までの市の対応についてでございますが、平成19年度から新しい施設を建設いたしておりましたので、環境管理組合の職員を財団法人日本環境衛生センターが主催します施設ごとに必要な専門知識及び技能に関する講習を受けさせ、各過程を終了した技術管理士を増やすように指導いたしております。

今回の改正によりまして、新しい資格が必要となるわけではございませんが、一般廃棄物の処理を安全で適正に行う上で必要な知識、技能などの習得をするために、職員の講習会の受講や資格の取得を進めてまいります。

議長（市山 繁君） 14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 資格を持った方に、例えば手当とかそういうものがあるのかどうかを聞いて終わりたいと思います。

議長（市山 繁君） 斉藤保健環境部長。

保健環境部長（斉藤 和秀君） 一応、それぞれの施設に主任というのを置いておりますけども、主任手当という形で支給いたしております。それで、必ずしも技術管理者がイコール主任であるかということではございません。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号壱岐市堆肥センター条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号壱岐市都市公園条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号壱岐市公共下水道条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号壱岐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号壱岐市道路標識の寸法を定める条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号壱岐市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） さっきの議案の14号、15号も同じようなことですが、このような条例を定めることによって、例えば19号の場合は道路ですけども、必要な道路をつくる時や改良するときに足かせになるのではないかと、ちょっと心配しておりますが、その点について御答弁をお願いいたします。

議長（市山 繁君） 建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 榊原議員の御質問にお答えします。

このような条例を定めることによりまして、必要な道路をつくる時などの足かせにならないかということですが、高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律、これはバリアフリー新法というものでございますが、平成18年に公布されました。その内容は、一般的、総合的なバリアフリー施策を維持するためにハートビル法、これは建物に関するものでご

ございますけども、それと交通バリアフリー法、これはいずれも平成12年に施行されております。これが、統合された、拡充されたものでございますけども、高齢者、障害者など、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現できるために、近年、建築物や公共機関などにおいて着実にバリアフリー化が進められたわけでございます。

しかしながら、施設ごとにバリアフリーがされたことによりまして、その施設ごとでばらばらであったということが問題となりまして、これを連続的なバリアフリー化にしようというのが、このバリアフリー新法でございます。

この制定によりまして、従来対象となっておりました建築物、そして公共交通機関、道路に加えまして路外駐車場、都市公園にもバリアフリー化基準が適合するように求められたわけでございます。また、既存のこれらの施設についても、基準に適合するように努力義務が課せられております。

このたびの条例制定や一部改正については、このようにもともとございます法律を参酌すべき基準ですね、十分に参照しなければならない基準として、これをあわせて地域の実情に見合った内容にする必要がありますので、足かせとなるような内容ではございません。

この条例の第1条で、法第10条第1項の規定に基づきと定めておりまして、この項には特定道路の新設、または改築を行う場合に市の条例が該当することとなると規定されております。ここで申します特定道路とはバリアフリー新法施行令第2条において、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者などの移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を認定したものとすると規定されております。

現在、壱岐市におきましては、この特定道路は存在しませんが、将来的に特定道路が指定される場合には、この条例にのっとり取り組む必要がございます。また、条例の第34条には、委任としまして、この条例の施行について必要な事項は市長が定めるとしてありますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（市山 繁君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 詳しい説明ありがとうございました。

私が心配するのは、バリアフリーは大事なことでございますが、壱岐市の財政を考えたときにどこもかしこもというのは少し無理があるのではなからうかと思ってちょっとお尋ねしました。しかし、今の説明で、市長の権限も少しあるようでございます。理解をして終わりたいと思います。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 私もちょっとよくわからないところがあって、この18条の乗合

自動車停留所を見ると、全てベンチ及び、その要するに屋根をかけるというふうになってますが、これ、こうやって国がバリアフリー化を進めるのはいいんですけども、さっき言ったようにずっとこれを14とか、15とかずっとこれを見とったら都市公園の分も、バリアフリーは結構なんですけど横断勾配とか縦断勾配のパーセントまでこうやって細かく規制されておって、乗合自動車には必ず、停留所には屋根をかけるということになったら、当然国はその補償措置というか財源措置を当然ないと、これ当然法律ではこれをやっとするわけですから、これ、いつまでたっても壱岐市中の停留所に屋根をつけるとなったら、これ大変な金額になると思いますけれども、そういった財源措置は今後されるわけですか。よくわからないんですよ、これ基本的にこういった法律を、とりあえずバリアフリー、障害者、高齢者のために、それは当然バリアフリーをできるだけせないかんというのはわかりますけれども、法律でこういうふうに決めてしまうと、これつくらんかったら法律違反で、今度また同じように指摘されますよ、これ、何かあったときには。そのところの財源措置はどげんなっとなつてますかね。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 現段階では、その財源措置というのはありませんけども、先ほど冒頭に申しましたが、特定道路の認定ですね、これをされたら、指定をされた場合に取り組んでいくこととなりますので、現段階では財源措置はないと判断しております。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 特定道路というのは何ですか、そしたら。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 先ほど言いましたけども、法第10条第1項の規定に基づきまして、高齢者などが通常徒歩で行われる区間、これを危険な箇所について国土交通大臣が指定した区間ということになります。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） ということは、国交大臣が指定せんかったら、これやらんでいいという法律ですか。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 道路を新しく改築、もしくは新設する場合、この場合には、現在でも道路交通法がございまして、それにのっとった形で遵守してやっとするわけでございますけども、その特定道路に新しくつくった場合とか、そういった場合に改めてこれに基づいていくという考えでございます。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） そしたら、例えばこの法18条のそのバス停に、例えばこんなこ



と言い出したら、高齢者だろうが障害者の方であろうが、道路はもちろん利用するわけですし、要するに部長が言われる特定道路というのは、今後新しくつくる道路で国交大臣が認定した道路を特定道路と称するわけですか。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） これは、特定道路というのはあくまで国土交通大臣が認定するわけですが、新しくつくるところを認定するということではございませんで、現在の既存の施設内、そういったところの施設に対して認定をされるものと認識しております。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 国交大臣が認定する特定道路の基準というのは何ですか。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 生活関連経路を構成する道路法による道路の中で、多数の高齢者、そして障害者などの移動が通常徒歩で行える区間、こういった区間を国土交通大臣が判断して、その区間を定めるというものでございます。（発言する者あり）その指定するのは、国のほうから定められて指定するものと認識しております。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） ということはですね、そしたらその国が特定道路として認定する基準というのは、要するにさっき部長が言われたその高齢者の方が生活道路として利用されるところを、要するに特定道路として国交大臣が、国が認定するわけでしょ。壱岐市が、例えばそこを特定道路として、例えば国道だとか、そういったところを特定道路として、要するに壱岐市の場合だったらですよ、多分恐らくそれに該当するとなったら、国道とか県道とか市道とかあるけども、どこをその特定道路にされる、大体特定道路にするんですか、大体。壱岐市の島内で、その言われるような特定道路を。まず、そんなことを言い出したら、高齢者や障害者が生活のために使う道路を特定道路というと言うんだったら、それはもうみんなそうですよ、壱岐市中が。それがよくわからないんですよ。その特定道路にこげん細かい規則を決めて、かたいつぽでは財源措置もないですね。これ見とったら、これ全部やろうと思ったら、これは莫大な金がかかりますよ、本当。こんなもんを法律じゃ、僕はその決めていいとかと、その地域の実情に応じてやるんだから。こんなことはもう、国が法律で決めるようなことじゃなくて地域に任せろってから言いたいんですが、この特定道路っていうのは、国が、壱岐市が申請して特定道路として認可されるわけですか、認定されるわけですか。そもそもその、これ、する気はあるんですか、大体、部長こんなことを。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 国・県道につきましては、それぞれの道路管理者、要するに道路管

理者がこれに基づいて行うわけですが、通常徒歩だということで想定しておりますので、壱岐の場合ではほとんど該当するところはないかと思っております。

しかしながら、一括法の関係で平成25年の3月31日までに、こういった関連の条例、法ですね、これを市の条例で定めるということになっておりますので、今回あわせもって条例を上程させていただきました。

議長（市山 繁君） もう、長くなりますから後でわかりやすく説明してください。白川市長。

市長（白川 博一君） 私はこの条例については十分勉強いたしておりません。しかしながら、先ほど建設部長が言いますように、このバス停路線と申しますと、道路管理者で市道を走っているバス路線というのは限られております。

例えば住吉中野郷線であるとか、そういったところは限られておるわけですが、そういったところにまた、先ほど申しますような日常徒歩で移動するという高齢者がいるのかと言ったようなときに、恐らく指定するときは国土交通省が指定をするにいたしましても、市長の意見を求めるはずでございます。

壱岐市はなかなか徒歩で生活圏、その生活圏を維持しているというのは集落ぐらいだろうと思っておるわけございまして、その辺につきましては、この法律、もう少し、勉強させていただきたいと思っておりますけれども、市長の意見としてその辺を十分に訴えていきたいと思っております。

議長（市山 繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号壱岐市河川管理施設等構造条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号壱岐市営住宅条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）から、議案第34号公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）まで6件を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第29号から議案第34号についての質疑を終わります。

次に、議案第35号市道路線の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号市道路線の廃止について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第36号の質疑を終わります。

日程第35・議案第37号

議長（市山 繁君） 次に、日程第35、議案第37号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時49分休憩

.....  
午前11時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

日程第36・議案第38号～日程第39・議案第41号

議長（市山 繁君） 日程第36、議案第38号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第39、議案第41号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）までの4件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第38号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑

を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第41号の質疑を終わります。

・

日程第40・議案第42号

議長（市山 繁君） 次に、日程第40、議案第42号平成25年度壱岐市一般会計予算についてを議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑においては委員会をお願いいたします。

・

日程第41・議案第43号～日程第50・議案第52号

議長（市山 繁君） 次に、日程第41、議案第43号平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から、日程第50、議案第52号平成25年度壱岐市水道事業会計予算までの10件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第43号平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号平成25年度壱岐市下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 47 号の質疑を終わります。

次に、議案第 48 号平成 25 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 48 号の質疑を終わります。

次に、議案第 49 号平成 25 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 49 号の質疑を終わります。

次に、議案第 50 号平成 25 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 50 号の質疑を終わります。

次に、議案第 51 号平成 25 年度壱岐市病院事業会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 51 号の質疑を終わります。

次に、議案第 52 号平成 25 年度壱岐市水道事業会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 52 号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第 3 号壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成についてから、議案第 36 号市道路線の廃止についてまで、議案第 38 号平成 24 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）から、議案第 41 号平成 24 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてまで、議案第 43 号平成 25 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算についてから、議案第 52 号平成 25 年度壱岐市水道事業会計予算についてまで 48 件を、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

お諮りいたします。議案第 37 号平成 24 年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）及び議案第 42 号平成 25 年度壱岐市一般会計予算については、議長を除く 18 人で構成する予算特別委員

会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号及び議案第42号については、議長を除く18人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く18名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く18名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

それでは、しばらく休憩をいたします。そのままお待ちください。

午前11時07分休憩

.....  
午前11時07分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。予算特別委員会委員長に14番、榊原伸議員、副委員長に8番、今西菊乃議員に決定いたしましたので、御報告をいたします。

.....  
日程第51．請願第1号～日程第53．要望第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第51、請願第1号旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えに関する請願から、日程第53要望第1号地方自治法第252条の43第1項個別外部監査契約についての要望の3件についてを議題といたします。

ただいま上程いたしました請願第1号から要望第1号の3件については、お手元に配付の請願等文書表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託をいたします。

.....  
日程第54．議案第53号

議長（市山 繁君） 次に、日程第54、議案第53号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本件につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは、議案第53号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案第53号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、人件費抑制措置として平成20年10月1日から平成25年3月31日までを実施期間としている一般職の職員の給料の特例減額措置、いわゆる給料月額5%カットについて、引き続き財政健全化の推進を図るため、26年3月31日までの延長を行うものであります。

次のページをお開きください。平成20年壱岐市条例第31号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部を、次のように改正しようとするものでございます。第2条中、平成25年3月31日を平成26年3月31日に改めます。附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

次のページに資料として新旧対照表を載せております。左が現行で右が改正案でございます。なお、資料に下線を付しておりますが、下線箇所が改正しようとするところでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから、議案第53号に対する質疑を行います。

質疑はありますか。町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） この財政健全化を推進するためということで、壱岐市が同じように引き続いて5%の給料カットを今回また提案されてるわけですが、この給料カットについては私も別に反対じゃないんですが、実はちょっと本年度の長崎県の重点項目の予算を見ると、例えばラスパイレス指数、いわゆる給料の国に対する、国家公務員に対する比率を見ると、13市中、壱岐市が一番最低です。長崎県の中でも非常に低い、一番下から多分2番目ぐらいの位置にあると思います。しかも、経常収支比率は壱岐市が一番低いんです、長崎県の中で。非常に、財政健全化については、この間非常に壱岐市は努力してきたんです。

ところが、僕も腹立ってたまらんですが、今年のこの長崎県の重点項目を見ると、五島市は



もう給料カットしておりませんが、五島市は例えばその、もう長崎県の重点項目見ると、対馬と五島だけはザバーと並んだらいいですね。例えば、五島市なんかやったらツバキを中心に売って出るとか、洋上発電とか自然エネルギーの利用とか、あるいは世界遺産登録とか、長崎県も非常に力を入れて五島市は振興しとる。

また、非常に財政状況が悪いですね。対馬市も釜山事務所の開設とか、六十数億円かけて医療再生交付金で新病院を建設したりとか、対馬と五島については財政が非常に悪化して給料カットもしてないのに、財政が悪いからちゅうて県が非常に手厚い施策をこうやってしとる。ところが、壱岐市は一生懸命やっても、何か壱岐市のこの未来になるような県の重点施策があるかちゅうたら、わずかに県の、しまとく通貨の発行という、そこだけしか壱岐市は登場してないという、非常に情けない状況にあるとですよ。私は、この壱岐、五島、対馬に比べたら、壱岐に対して県の力の入れようが余りにも低いんじゃないかと。こんだけ財政状況を改善しとるにもかかわらず、県のほうが、じゃ、壱岐は本来ならば、これだけ努力しとるとやったらもう少し手厚い方向性とか、予算措置とか、市長がいつも言われてるように、離島の、離島航路の削減とか、そういったこともやってもらいたいと思うんですが、今度の県の予算にもほとんどそれありませんでした。こんだけ壱岐市が努力しとるとに、この県の対応は、正直言って公平じゃないと私は思いますけれども、市長、それについてぜひ答弁お願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 町田議員の質問でございます。

確かに、五島では世界遺産に向けて、これはもう教会群、小値賀、あるいは島原からずっと全県的な教会群の世界遺産登録に向けて、かなりの力を入れていらっしゃいます。そしてまた、今おっしゃるようにツバキ等々についても、やはり、もちろん市も頑張っておりますけれども、入れていらっしゃる。対馬についてもそういうことじゃないかと思えます。

それで、壱岐は何もないのかということそうではございませんで、やはり今回の壱岐市の市民病院の問題についても、知事も本当に、間もなく皆様方には明確なお答えをできますけれども、かなり、昨日も実は知事にお会いしてまいりました。かなり力を入れていただいている、あるいはそのほかにも、例えば今度壱岐に参りました渋谷潜水工業、こういった方々の誘致等々についても御高配をいただきました。

決して、私は知事が片方に力を入れているというふうには思っておりませんが、たまたま今年はそのようなことかもしれませんが、また、実は山本県議等々とも連絡をとっておりますけれども、今度第1次産業に対する拠点設備を壱岐につくるといような話もいただいているところでございます。

そういったことについても、詳細はまだ皆様方に御説明はいたしてございませんけど、そういっ

た県のお力添えもあっております。ですから、町田議員の目から見ればそういうふうに映るかもしれないけれども、決してそうではないと。また、そして私も市長として県知事に、やはりそれ以上のことについて、壱岐に何が潜在的にあるのかと、そういったものを自らが見出して、それを訴えていくというふうなことで県との連携を密にしたいと思っておるところでございます。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第53号壱岐市職員給与の特例に関する条例の一部改正については、総務文教常任委員会へ付託をいたします。

・

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日3月6日水曜日午前10時から開きます。

本日は、これで散会をいたします。お疲れさんでございました。

午前11時17分散会